

# 令和5年余市町議会第1回定例会会議録（第4号）

開 議 午前10時00分  
延 会 午後 1時59分

## ○招 集 年 月 日

令和5年3月6日（月曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 議

令和5年3月9日（木曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中井寿夫
余市町議会副議長	8番	土屋美奈子
余市町議会議員	1番	野呂栄二
〃	2番	吉田豊
〃	4番	藤野博三
〃	5番	内海博一
〃	6番	庄巖龍
〃	7番	山本正行
〃	9番	岸本好且
〃	10番	彫谷吉英
〃	11番	茅根英昭
〃	12番	近藤徹哉
〃	13番	安久莊一郎
〃	14番	大物翔
〃	15番	中谷栄利
〃	16番	白川栄美子
〃	17番	寺田進
〃	18番	伊藤正明

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

余市町長	齊藤啓輔
副町長	渡邊郁尚
総務部長	高橋伸明
総務課長	増田豊実
財政課長	高田幸樹
民生部長	篠原道憲
保険課長	橋端良平
建設水道部長	千葉雅樹
下水道課長	樋口正人
水道課長	紺谷友之
教育委員会教育長	前坂伸也
教育部長	中村利美

## ○事務局職員出席者

事務局長	羽生満広
主幹	枝村潤
書記	山内千洋

## ○議 事 日 程

令和5年度町政執行方針  
令和5年度教育行政執行方針  
第1議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算  
第2議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計予算  
第3議案第3号 令和5年度余市町国

民健康保険特別会計予算

第 4 議案第 4 号 令和5年度余市町後  
期高齢者医療特別会計予算

第 5 議案第 5 号 令和5年度余市町公  
共下水道特別会計予算

第 6 議案第 6 号 令和5年度余市町水  
道事業会計予算

---

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和5年余  
市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

なお、吉田議員は所用のため遅刻の旨届出があ  
りましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程に従いまして、ただ  
いまから令和5年度町政執行方針について齊藤町  
長から説明されます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 令和5年余市町議会第1  
回定例会において、町政執行の基本方針と主要な  
諸施策並びに私の所信を申し上げます。

町政の執行に当たりましては、議員各位をはじ  
め町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただ  
き、心から感謝申し上げます。

世の中の情勢は、関係各所の皆様のご活躍によ  
り新型コロナウイルスワクチンの接種が進み、コ  
ロナとの共生に対応した社会が形成されつつある  
中、記録的な円安やウクライナ情勢により物価が  
高騰し、私たちの生活に多大な影響を及ぼしてい  
ます。

余市町においても、町営斎場をはじめとした公  
共施設の老朽化、人口減少、少子高齢化など、将  
来的に行政サービスの提供に影響を及ぼすことが

想定されており、町の財政状況を示す経常収支比  
率は予算執行上では改善傾向にあるものの、物価  
高騰の影響により高率で推移することが見込ま  
れ、扶助費も過去との比較で増大していることか  
ら、現時点から未来を見据えた政策を行っていく  
必要があると考えています。

令和5年度は、効率的な行政運営に向け、業務  
手続の電子化やSNSの活用等による行政のデジ  
タル化を推進するとともに、地域おこし協力隊を  
はじめとする都市圏から受け入れた人材を活用す  
ることで、行政課題の解決、地域独自の魅力や価  
値を見だし地方への人の流れを創出する施策を  
実施します。

また、「食の都よいち」プロジェクトによる食  
資源のPR等を継続して実施し、観光振興と経済  
発展につなげます。

令和5年度の町政執行に当たっては、「次世代  
の可能性を引き出す」、「資源を最大限活用し町  
を持続・発展させる」、「激動する社会に対応す  
る」を3つの指針として、職員と一丸となって町  
民の負託に応え、第5次余市町総合計画のメイン  
テーマである「未来に向けて住みやすい町をつく  
る」ことに全力を尽くしますので、各位におかれ  
ましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

「未来に向けて住みやすい町をつくる」ために。  
次世代の可能性を引き出す。

余市町は未来への投資として、人づくりを通じ、  
子供や若者といった次世代の可能性を引き出すま  
ちづくりを進めます。

資源を最大限活用し町を持続・発展させる。

余市町は選択と集中により、限られた資源を最  
大限に活用したまちづくりを進めます。

激動する社会に対応する。

余市町はこれまでの概念にとらわれず、激動す  
る社会に対応するまちづくりを進めます。

以上3つの指針を下に、1. 暮らしの安全・安  
心の方針、2. 健康と福祉の方針、3. 生活環境

の方針、4. 産業の方針、5. 学びの方針、6. 行政・財政運営の方針の6つの方針を施策の体系とし、以下の諸施策を推進します。

令和5年度の施策の内容。

#### 1. 暮らしの安全・安心の方針。

防災に関する施策。地域防災マネジャーを中心として、地域の防災力の向上を図るべく、北後志構成4町村及び民間事業者などと連携し、防災広域化に向けた取組を進めます。また、近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しと整合性を図りながら、関係機関と密接な連携の下防災対策を充実させていくとともに、引き続き避難所における防災資機材の整備や地域の防災力向上として区会に対する支援を進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、最新の技術の状況を踏まえつつ、効果的かつ効率的な整備に向け、引き続き検討を行います。

災害による被害を最小限にとどめるためには、日頃からの備えが大切であることから、区会や学校などでの防災学習会などを通じ防災に関する自助・共助意識の醸成と知識の普及啓発を行います。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国、北海道、関係市町村と連携し、引き続き必要となる防災対策の整備を進めます。

交通安全に関する施策。「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「昼間ライトの点灯」、「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積極的に実施し、一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

#### 2. 健康と福祉の方針。

子育て推進に関する施策。地域全体で子育てを支援、ゆとり・安心・楽しい子育てを実現すべく、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

子育て支援対策につきましては、「第2期余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進し、子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、次代を担う子の誕生を祝福し、健やかな成長に資するため、第1子・第2子に5万円、第3子以降に50万円を支給する子育て応援事業を継続するとともに、保育所等利用者の利便性向上のため、ICTの導入を進めます。

母子保健対策につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、伴走型相談支援や産後ケア事業などと一体的に経済的支援を実施します。

また、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦に対し医療助成を実施します。

周産期医療においては、北後志地域6市町村の連携の下、医療体制の充実に努めます。

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子供が健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

また、子供や若者の保健の向上と保護者の負担軽減によりさらなる子育て環境の整備・充実を図るべく、18歳までの方の医療費の無償化を実施します。

保健に関する施策。町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくために、若い世代から健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善や心のケアができるよう健康づくりの普及・定着に努めます。

感染予防対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の取扱いに関する国の動きに注視し、

町民に対する情報提供に努めます。また、定期予防接種対象者への勧奨とインフルエンザなどのワクチン接種に係る助成の継続、9価子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の接種開始に伴う接種対象者への情報提供に努めます。

女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診につきましては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化を引き続き実施するとともに、男性へのHPVワクチン接種費用助成を継続します。

「余市町健康づくり計画」、「いのち支える余市町自殺対策行動計画」に基づき、関係団体や協定企業等と連携し、心身の健康に関する正しい知識の普及や各種健診事業に取り組み、健康維持・増進に努めます。

地域福祉に関する施策。福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性を生かした町民サービスの向上に努めます。

単身高齢者や認知症高齢者への支援につきましては、「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識は地域や次世代に受け継いでいく財産であり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用するとともに、中核を担う社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉の推進に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の協力の下継続した情報更新を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

また、権利の擁護や社会問題となっている虐待の防止についても、関係機関と連携を図り、速や

かな対応に努めます。

障害者福祉に関する施策。障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」に基づき、住み慣れた地域の中で誰もが自分らしく生活を送ることができるよう、障害福祉施策の実現を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子供に対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

介護保険に関する施策。介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

地域支援事業につきましては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築に努めながら、介護支援ボランティアポイント事業をはじめ、「地域まるごと元気アッププログラム」や「ふまねっと教室」等の介護予防教室の充実など総合的な介護予防施策を実施するとともに、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

国民健康保険に関する施策。事務事業の効率化など都道府県単位化によるスケールメリットを生かしながら、医療費の適正化や各種財源の確保など適切な事業・財政運営に努め、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、保険料（税）水準の全道統一化による被保険者間の負担の公平化に向けた取組を進めます。

後期高齢者医療保険に関する施策。高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り

ながら、制度の円滑な運用と適正な執行に努めます。

### 3. 生活環境の方針。

環境に関する施策。余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策としてLED化促進など、温室効果ガスの削減に向けた取組を進めます。

町営斎場につきましては、早期供用開始に向けた取組を継続します。

一般廃棄物処理に関する施策。町民の協力の下、ごみ減量化の推進と資源化率の向上に努めるとともに、自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者等に対する支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を継続します。

廃棄物処理施設について、適切な管理運営を実施するとともに、安定した廃棄物処理を確保するための検討を進めます。

公共下水道が整備されていない地域につきましては、合併処理浄化槽設置に対する助成を引き続き実施します。

道路に関する施策。「余市町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間の道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、除排雪車両機械の計画的な更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努めます。流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や町道黒川町中通り2号線などの整備促進を要望するとともに、国道5号俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備につい

て広く関係機関と協議、検討を進めます。

河川に関する施策。余市川につきましては、河川の環境保全を、ヌッチ川やフゴッペ川などの治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を、さらに、登川などにつきましては、河川の堆積土砂のしゅんせつなどの予防保全型維持管理により、浸水被害の防止対策を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合をはじめ、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持管理に努めます。

港湾・海岸保全に関する施策。余市港につきましては、関係団体及び港湾利用者と協議しながら、安全で安心な施設整備を図るとともに、施設の維持保全に努めます。

海岸保全につきましては、適切な施設の維持管理に努めます。

公園事業に関する施策。町民が安心して利用できるよう、老朽化が進んでいる公園施設の更新、維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々の触れ合いの場、憩いの場として、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

公営住宅に関する施策。「余市町公営住宅等長寿命化計画」の実施方針に基づき、共栄団地耐力度調査、さらには黒川団地屋上防水工事、共栄団地屋根・外壁改修工事、山田団地屋根改修工事を実施するとともに、適正な維持管理を行い、入居者の安全・安心で快適な住環境整備に努めます。

住宅に関する施策。本町への移住・定住を目的とした住宅取得等支援補助金制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、空家住宅除却費補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市

街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを生かした地域づくりを進めます。

都市計画に関する施策。将来に向けて住みよいまちづくりを進めるため、今後の人口減少、少子高齢化等を踏まえコンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークとの連携を図り余市町立地適正化計画を策定します。

地域公共交通の活性化と再生に関する施策。地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立に向け、「余市町地域公共交通計画」に基づき、持続可能な公共交通の在り方について検討を進めます。

水道事業に関する施策。水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える重要なライフラインであり、安全・安心な水の安定的な供給に努めるとともに、震災時に重要な給水施設となる避難所や病院などへの配水管路の耐震化や老朽管の布設替えを引き続き進めるほか、余市川浄水場の中央監視設備の更新を行い、水道施設の強靱化を図ります。

水道事業の経営状況につきましては、人口減少に伴い厳しい見込みとなりますが、「余市町新水道ビジョン」に基づき、持続可能で効率的な水道事業の運営に努めます。

下水道事業に関する施策。町民の快適で衛生的な生活の確保と、河川・海域等の公共用水域の水質保全を目的に中継ポンプ場の老朽化した設備の更新のほか、下水道の広域化事業として、近隣町村のし尿・浄化槽汚泥を下水処理場にて処理するため施設の建設工事を進めます。

また、経営改革の一環として、「経営の見える化」を図るため、公営企業会計への移行業務を進めるほか、既存施設の適正な管理と自主財源の確保、経営の効率化を進め、下水道事業運営の安定化を図ります。

再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策。本町の特性に合った再生可能エネルギーの導

入検証を進め、再生可能エネルギーの活用による地域経済の活性化を推進します。

また、公共施設の再編検討に際し、再生可能エネルギーの導入を複合的に検証し、持続可能なまちづくりを進めます。

#### 4. 産業の方針。

労働に関する施策。雇用環境の変化に注視し、労働者に対する各種支援制度の周知を図るとともに、労働環境の改善、雇用の場の確保等に係る中小企業等の取組に対し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

また、季節労働者の通年雇用の促進を図るため、通年雇用促進支援事業を推進します。

農業に関する施策。強い農業・持続可能な農業を目指し、余市町農業振興協議会をはじめとする関係会議における協議を重ねながら、新型コロナウイルス収束後、全国の消費需要拡大も見据え、各種施策の展開による農業の振興を図ります。

安全・安心な農産物の生産に関する取組につきましては、環境との調和による自然循環機能の維持・増進を図り、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動への支援を図ります。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

果樹につきましては、優良品種への改植や圃場整備への支援を行い、より一層の安定生産を進めます。本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「リンゴ」栽培の振興に努めるとともに、「生食用ブドウ」については、「シャインマスカット」への改植、また「醸造用ブドウ」栽培については世界的に人気の高い「ヴィニフェラ種」への改植により、「ワイン」のブランド化に向けた取組を進めます。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材導入などへの支援を行うとともに、

栽培技術の確立と販路拡大などに向けた流通対策の推進に努めます。

新規就農者の相談や支援につきましては、関係機関で組織する「新規就農活動支援センター」による取組を進めるとともに、新規就農者育成総合対策事業などを活用し、新規就農者の就農支援に努めます。

農村活性化センター、市民農園、園芸試験場につきましては、施設の有効活用と適切な維持管理に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力を得て、カラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き実施するとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱わなの購入など、生産者自らが行う自己防衛対策を支援します。

林業に関する施策。国からの森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「余市町森林整備計画」に基づき、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の推進と管理に努め、民有林においては森林所有者の意向調査の実施により、森林整備地域活動支援事業や豊かな森づくり推進事業を継続的に実施します。

また、町有林においては、豊丘水源涵養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

漁業に関する施策。浅海増殖事業、淡水増殖事業を推進し、将来的な養殖事業の定着化に向けて二枚貝養殖試験の支援により、水産業の収益性向上と資源の持続的な利用の確保を図るとともに、

担い手確保と販売戦略の強化に努めます。

磯焼け対策につきましては、北海道や中央水産試験場をはじめとした関係機関との連携を密にし、有効な対策の取組に努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めます。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

水産加工業に関する施策。消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

6次産業化に関する施策。「地元農水産物を生かした加工・販売・流通の一体的つながりによる産業振興」を目指し、関係団体と連携した取組を進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、農水産物とワインとのマリアージュによりワイン産業・地場産品のブランド力向上に努め、ワイン特区やビンヤード景観、道内最大の生産量を誇るワインブドウ産地という優位性を生かしたワインツーリズムを広域連携で進めます。

商工業に関する施策。余市商工会議所及び中小企業相談所と連携し、余市町中小企業振興条例に基づく制度融資、さらには設備投資、商品開発、販路拡大に向けた取組等に対する各種助成措置を講じながら、中小企業者等の事業継続、経営基盤の安定化を支援します。

また、空き店舗を活用した起業支援など、余市商工会議所や余市町商店街連合会との連携による商店街の活性化に向けた取組を進めます。

観光に関する施策。一般社団法人余市観光協会と連携し、観光客誘致と観光事業者への支援、事

業活性化に向けた取組を進めます。

また、本町の恵まれた自然や食などの多彩な観光資源を活用し、道内外客やインバウンドをはじめとする交流人口の増加と滞在型観光の推進に取り組むとともに、観光入り込み客数が減少する冬期間の観光推進に向けた取組を展開し、年間を通じて魅力ある観光地づくりに努めます。

後志自動車道の開通効果は今後も様々に期待されるところであり、後志のゲートウエーとして、圏域の市町村等との連携強化を図りながら、交流人口の増大と観光消費拡大に向けた取組を進めます。

道の駅につきましては、広域観光や産業振興の拠点となる魅力的な道の駅の再編整備に向けて、民間事業者との詳細協議を進めます。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、施設のさらなる活用の検討、地場製品のPRや観光情報の提供に努めるとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

農道離着陸場につきましては、さらなる有効活用について検討を進めるとともに、適切な管理運営に努めます。

地方創生に関する施策。人口減少による地域経済の縮小や地域社会の存続が危ぶまれる中、「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「食の都よいち、フルコースプロジェクト」や「よいち地域まるごとマリアージュ推進プロジェクト」を中心とした各種施策を推進し、本町の強みを生かした産業振興や人の流れの創出を図り、人口減少の抑制に努めます。

##### 5. 学びの方針。

学校教育に関する施策。本町の未来を担う人材を育てる取組は重要な政策であり、ICT技術の急速な発展など社会環境が変化していく中、子供たちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身につけるとともに、個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよ

う教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を進めます。

子供たちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに、適切な学校施設の維持管理に努め、「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、再編整備に向けた取組を進めます。

各高等学校が実施する取組に対する協働体制の構築や私学助成の取組を推進するなど、時代や地域のニーズに対応した魅力ある学校づくりのための支援に努めます。

社会教育に関する施策。町民が豊かで潤いある充実した生活を送ることができる学びの場の提供を図り、新たな発想や創造につながる学習機会の確保に努めます。

図書館につきましては、学校図書館やボランティアとの連携を図りながら読み聞かせなどの読書普及活動を推進していくとともに、電子書籍の充実により、利用者サービスの拡充に努めます。

余市宇宙記念館につきましては、宇宙開発や天体、自然、地球環境などの学習の場として、展示資料や各種教室の開催に創意工夫し、特色ある運営に努めます。

芸術、文化、スポーツ活動に関する施策。文化財につきましては、地域の郷土資料の活用や後世への継承のために、文化財施設の適切な保存と管理を図りながら、郷土の歴史について学び、体験する場として、文化財施設の展示内容の充実や小中学校等と連携した教育普及活動に努めます。

スポーツの振興につきましては、競技スポーツの振興はもとより、小中学生も含めた各世代の町民が生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりを進めるとともに、スポーツ関係団体と連携し、町民の体力向上と健康の維持・増進が効果的に図られるよう努めます。

##### 6. 行政・財政運営の方針。

町民と行政の連携に関する施策。本町の審議会

委員等への町民参加やアンケート調査、パブリックコメント等による町民意見の公募、区会学習会等の町民活動への支援を進めるとともに、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」を積極的に活用し、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

外部の組織・人材との連携に関する施策。他の行政機関との広域行政の推進、大学などの教育機関や民間企業といった組織との協定の締結、高度な知識を有する人材の招致など、外部との協力体制の構築や民間提案制度の活用により、本町が抱える課題の解決や新たな価値の共創を推進します。

また、国の支援制度の活用等により、本町を応援してくれる企業や個人の受入れ態勢を構築します。

情報の共有に関する施策。広報よいちの紙面とホームページの充実を図るとともに、町LINE公式アカウントを活用し、幅広い情報発信に努めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問合せメール等により、町民の声を聞くとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において、町民との意見交換を図りながら、情報公開の推進と情報の共有に努めます。

地域間交流に関する施策。地域間交流につきましては、親善交流都市である福島県会津若松市との歴史的つながりや地域間の交流事業を浸透させるための取組により、両市町の友好関係の充実を図ります。

また、交流都市である奈良県五條市との交流につきましては、農業実習生受入れや経済交流などの交流事業を進めます。

行財政に関する施策。本町の財政状況は、歳入において地方交付税や国庫支出金など依存財源の割合が高く、財政運営の弾力性を表す経常収支比率も高率で推移していることから、歳出において

効果的・効率的に財源を配分するとともに、国等の各種補助制度を積極的に活用して新たな歳入の確保に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

町税につきましては、適正な申告指導や課税客体の把握による公平・公正な課税を推進するとともに、納税環境の拡充や税務手続等の電子化による利便性の向上に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入につきましても、コンビニ納付等の円滑な運用を進めるなど、収納率向上に努めます。

財政状況の公表につきましては、広報よいちやホームページを活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

ふるさと応援寄附に関する施策。本町のまちづくりを応援してくださる方々に、より興味と親近感を持っていただけるよう、本町ならではの特産品や体験プログラム等の返礼品の充実を図り、町内産業の新たな販路の一つとして町内経済の活性化につなげていきます。また、有効な財源確保手段として活用していきます。

行政改革に関する施策。将来の人口減少を見据えた中で、高度化・多様化するニーズに的確に対応し、スピード感のある町政を実現するため、機構改革を実施するとともに、「余市町自治体DXに関する全体方針」に基づき、行政手続のオンライン化をはじめとした自治体DXの取組を進め、住民サービスの向上と行政事務の改革を推進します。

公共施設の総合的な管理・運営に関する施策。老朽化している全ての公共施設を整備することは困難であることから、「適正な公共サービスの提供」、「施設の維持管理コストの縮減」を念頭に、人口減少等将来を見据えながら、公共施設の管理運営方針を検討し、財政負担を考慮しながら計画的な再編を進めるとともに、民間ノウハウの活用

や他自治体の先進事例を踏まえ、公共施設の有効活用に努めます。

職員の資質向上に関する施策。職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、コンプライアンスに対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

結び。以上、令和5年度における町政執行の基本的な考えとその政策の概要を申し上げます。

将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、「未来に向けて住みやすい町をつくる」ために、職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいります。

議会議員各位並びに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 町長の町政執行方針の説明が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） 続きまして、令和5年度教育行政執行方針について前坂教育長から説明されます。

前坂教育長の発言を許します。

○教育長（前坂伸也君） 令和5年度教育行政執行方針。

I、初めに。

令和5年第1回定例会の開会に当たり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、ICT技術の急速な発展など社会環境が大きく変化する中、地域の発展を支える人材を育成することが教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、新しい時代を切り開く基盤です。一人一人が互いに尊重・協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、心豊

かに人生を送り地域社会の一員として持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが必要です。

II、基本方針。

学校教育では、社会環境が変化していく中、子供たちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身につけるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合うことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、様々な課題の解決に当たり、子供たちを社会全体で支え、確かな成長をもたらす教育環境づくりを進めます。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づいた、施設の維持管理及び計画的な運営に努め、時代に即した情報提供による学習環境の整備を図るとともに、多様化、高度化するニーズに対応し、健康で心豊かな生きがいのある人生を送ることができる学習機会の提供に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組めます。

III、重点目標。

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実。

社会が大きく変化する中で、子供たちが自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、国の事業を活用した授業改善や検証を行い、デジタル教材による学力向上の取組を進めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、子供たちの望ましい生活習慣と学習習慣の確立に取り組めます。

学校生活や学習において「困り感を抱える児童生徒」や「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対しては、学習支援員等の配置を継続し、きめ細やかな指導や支援の充実に

努めます。

これまでの学習指導とICT機器を活用することで、児童生徒の主体的な学習活動や学習意欲、さらには思考力と判断力、課題解決力の育成に努めます。

外国語教育につきましては、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」に接することで、児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

特別支援教育につきましては、教職員全体の共通理解の下、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図り、児童生徒の教育環境の整備と教育的ニーズに応じた適切な指導や支援に努めます。

学校だよりなどにより保護者や地域住民へ情報提供を行い、学校評価制度の運用のほか、学校運営協議会による地域に根差した教育活動の充実と小中学校の連携強化に努めます。

学校における働き方改革を推進し、教職員が児童生徒一人一人に向き合う時間をより多く確保し、さらには、各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の指導力の向上に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にす生徒指導の充実。

本町の未来を担う子供たちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、主体的・対話的で深い学びを通じて、共に支え合う思いやりの心や、倫理観と規範意識を持ち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係を構築し、子供たちが自信や誇りを持ち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、スクールカウンセラーを継続して配置し、相談体制の充実と関係

機関と連携した支援に努め、早期にその実態や要因を的確に捉え、児童生徒が抱える問題の解決に努めます。

また、不登校児童生徒の教育に対応するため、引き続き、適応指導教室を開設し、学校復帰に向けた支援を行います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる温かい学校づくりに取り組みます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置づけ、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を活用するとともに、保護者と連携を強化し、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

体罰の問題につきましては、体罰や体罰と感ぜさせるような不適切な指導が行われないよう、教職員の意識改革に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にす健康・安全教育と教育環境の整備充実。

子供たちが心身ともに健やかに成長し、生命の尊さを自覚しながら思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが重要です。

非行防止や犯罪被害に遭わないため、学校における「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「SNS等の利用に関する指導」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報提供を行い、学校・家庭・地域の連携強化に努めます。

交通安全につきましては、関係機関と緊密な連携を図るとともに、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、児童生徒の安全確保に努めます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図り、引

引き続き適切な維持管理に努めるとともに、「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、再編整備に向けた取組を進めます。

学校保健につきましては、引き続き感染症防止対策の取組と児童生徒の意識向上を図ります。

また、健康診断の実施やフッ化物洗口事業により児童の歯の健康づくりに努めます。

学校給食につきましては、給食調理室の衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。

また、給食の食材に地場産品を活用し、子供たちが食の重要性に関する理解を深め、望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、図書の充実と併せ、電子図書館の積極的活用や余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育に係る経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

#### 4. 地域貢献に向けた学習機会の提供。

生涯学習社会の実現には、引き続き感染症防止対策にも留意しつつ、町民へ様々な学習機会を提供し、知識・技能を習得することで、その成果を地域活動や社会貢献に活用し、生きがいを持って明るく豊かな生活を送ることが重要です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの観点から、地域貢献・社会参加を促す機会と学習機会の提供により、様々な分野において活躍できる人材の育成につながるよう努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活を実現するために、学習機会の充実を図り、豊富な知識と経験を生かせる環境づくりに努めます。

#### 5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり。

青少年の健全な心身と心豊かな人間性の育成のため、学校運営協議会と協力し、学校・家庭・地

域社会の協働によって創造性や協調性を育むことのできる環境づくりが重要です。

障害のある子供たちには、児童生徒と関係団体による体験活動の場を設け、地域への情報提供に努めます。

放課後の多様な体験活動と学習機会の提供のため、子供たちに安全・安心な活動拠点を確保し、地域との連携強化を図るとともに、ボランティアの確保及び育成と活動推進に努めます。

家庭教育につきましては、ブックスタート事業や子育て体験事業を通して、家庭の教育力向上と子供との触れ合いの大切さを感じてもらうとともに、家庭、地域、関係機関が連携し子育て意識の高揚に努めます。

#### 6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用。

芸術文化活動の振興につきましては、鑑賞機会の提供と活動を奨励し、活動の裾野を広げていくことが重要です。

中央公民館につきましては、芸術、文化の振興のため、社会教育関係団体と連携・協力の下、発表・鑑賞・創作機会の充実を図り、サークル等の育成に努めます。

図書館につきましては、「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や関係施設、ボランティアとの連携を図るとともに、読書環境の整備に努めます。

また、電子図書館につきましても、利用者の拡充と利用促進を図り、学校図書館と連携し、地域の情報拠点として魅力ある電子書籍の充実に努めます。

歴史や伝統文化につきましては、郷土の歴史に関する資料収集と文化財施設の適切な保存と維持管理を行うとともに、小中学校や生涯学習の関連事業での文化財資料活用推進に努めます。

#### 7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興。

健康で充実した生活を送るためには、心身の健

健康増進と体力向上に資するスポーツの普及を図るとともに、各世代に応じたスポーツ活動を推進する環境づくりが重要です。

スポーツ少年団や体育連盟等の関係団体と連携し、地域部活動など各世代のスポーツ環境の整備に取り組み、子供たちの体力の維持向上に努めます。

健康で豊かなセカンドライフを築くため、関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の機会提供による健康づくりの啓発に努めます。

#### IV、結び。

以上、令和5年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。

余市町教育委員会は、本町の未来を担う子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、町民一人一人が生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町を目指し、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 教育長の教育行政執行方針の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時05分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特

別会計予算、日程第5、議案第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 令和5年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（高橋伸明君） ただいま一括上程されました令和5年度余市町各会計予算につきまして、初めに議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読いたします。

議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算。

令和5年度余市町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済

費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算編成の指針となります令和5年度における国の地方財政計画の概要につきましてご説明申し上げます。通常収支分につきましては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題の対応に必要な経費を充実して計上するとともに、行政サービスを安定的に提供できるよう社会保障関係経費の増加を適切に反映した計上を行う一方、経済財政運営と改革の基本方針に基づき国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととし、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額について令和4年度地方財政計画を下回らないよう同水準の額が確保されたところでございます。地方交付税については、地域デジタル化社会推進費の継続と拡充、地域の脱炭素化の推進、地域の人への投資の推進、防災、減災、国土強靱化の推進に伴い、一般財源総額が伸びる中、総額で前年度比1.7%、3,073億円増の18兆3,611億円となったところでございます。実際の収支見込みにおいては、原資となる国税収入の増額が見込まれることから、地方交付税の法定率分が増加となるとともに、交付税、特別会計において令和4年度からの繰越金1兆4,242億円が手当てされたことにより地方全体の財源不足額は前年度より5,659億円縮小し、1兆9,900億円となったものでございます。なお、不足する財源につきましては、これまでと同様に建設地方債の増発等により補填措置を講じ、なお財源不足が生じる場合には国と地方が折半で対応することとしておりますが、令和5年度につきましては令和4年度に引き続き折半対象となる財源不足が生じていないところでございます。また、臨時財政対策債の発行額は前年度比44.1%、7,859億円

減の9,946億円となったところでございます。

次に、本町の令和5年度の予算編成結果及びその概要につきましてご説明申し上げます。令和5年度の余市町一般会計予算の予算規模は98億円であり、令和4年度と比較して5億5,000万円、率にして5.9%の増となっておりますが、その要因といたしましてはふるさと納税取扱業務委託料や地域おこし協力隊等の外部人材活用事業関係経費、町道外除排雪委託料、さらには公共下水道特別会計繰出金の増額によるものでございます。

なお、令和5年度の予算要求段階では大幅な財源不足となりましたが、予算編成の過程において国の地方財政対策が示されたことや基金の繰入れなど歳入の見直し、また歳出の削減に努め、収支均衡となる予算編成となったものでございます。

次に、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。予算参考資料によりご説明いたします。参考資料の3ページ、令和5年度歳入歳出款別予算額調をお開き願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げますので、左側の歳入欄をご覧ください。予算書では11ページ、事項別明細書の歳入をご覧ください。1款町税の予算額は17億8,571万円であり、前年度比3,097万8,000円、1.8%の増でございます。主な要因は、個人住民税、固定資産税、市町村たばこ税等の課税標準の増によるものでございます。

2款地方譲与税の予算額は9,110万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

3款利子割交付金の予算額は150万円で、前年度比100万円、40.0%の減を見込んだものでございます。

4款配当割交付金の予算額は600万円で、前年度比250万円、71.4%の増を見込んだものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金の予算額は450万円で、前年度比50万円、12.5%の増を見込んだものでございます。

6款法人事業税交付金の予算額は3,200万円で、前年度比1,600万円、100%の増を見込んだものでございます。

7款地方消費税交付金の予算額は4億8,000万円で、前年度比1,000万円、2.1%の増を見込んだものでございます。

8款ゴルフ場利用税交付金の予算額は70万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

9款環境性能割交付金の予算額は700万円で、前年度比200万円、22.2%の減を見込んだものでございます。

10款地方特例交付金の予算額は800万円で、前年度比50万円、5.9%の減を見込んだものでございます。

11款地方交付税の予算額は38億6,151万3,000円であり、前年度比1億1,176万4,000円、3.0%の増でございます。普通交付税につきましては、令和4年度の確定額を参考に、令和5年度の地方財政計画の算定を見込んで推計したものでございます。特別交付税につきましては、近年の実績及び外部人材活用事業等の新たな財政需要を踏まえ増額を見込んだものでございます。

12款交通安全対策特別交付金の予算額は200万円で、前年度比50万円、20.0%の減を見込んだものでございます。

13款分担金及び負担金の予算額は4億3,704万4,000円で、前年度比2億9,417万3,000円、205.9%の増で、し尿浄化槽汚泥受入れ施設建設事業負担金の増額を見込んだものでございます。

14款使用料及び手数料の予算額は1億6,479万9,000円で、前年度比14万円、0.1%の減を見込んだものでございます。

15款国庫支出金の予算額は10億9,318万7,000円で、前年度比472万3,000円、0.4%の減でございます。主な要因といたしまして、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当負担金、国宝重要文化財等防災設備整備費補助金等の減によるも

のでございます。

16款道支出金の予算額は6億9,342万7,000円、前年度比3,008万9,000円、4.2%の減でございます。主な要因といたしまして、子どものための教育・保育給付費負担金、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金等の減によるものでございます。

17款財産収入の予算額は404万9,000円で、前年度比94万1,000円、30.3%の増を見込んだものでございます。

18款寄附金、予算額は1万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

19款繰入金の予算額は6億3,162万7,000円で、前年度比1億6,352万7,000円、34.9%の増でございます。主な要因といたしまして、余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金の増によるものでございます。

20款繰越金、予算額100万円、前年度と同額を見込んだものでございます。

21款諸収入の予算額は1億7,150万3,000円で、前年度比524万5,000円、3.0%の減で、主な要因といたしまして救急業務支弁金の減によるものでございます。

22款町債の予算額は3億2,333万1,000円で、前年度比3,618万6,000円、10.1%の減でございます。そのうち臨時財政対策債が前年度と比較して6,358万6,000円の減の3,683万1,000円でございます。臨時財政対策債を除く主な減額要因といたしまして、教育債、農林水産業債の減によるものでございます。

以上が歳入予算の款別の主な状況でございます。

次に、歳出について各款ごとにご説明申し上げますので、同じページの右側をご覧ください。予算書では12ページの歳出をご覧ください。

1款議会費の予算額は1億3,632万9,000円で、前年度と比較して208万8,000円、1.5%の減でございます。

2款総務費の予算額は14億4,326万1,000円で、前年度と比較して1億7,860万9,000円、14.1%の増でございます。主な要因といたしまして、参議院議員選挙費、町長町議会議員選挙費で減となりましたが、ふるさと納税取扱業務委託料、地域おこし協力隊活用事業委託料、地域活性化起業人負担金、町議会議員選挙費などの増により全体として増額となっております。

3款民生費の予算額は22億7,512万3,000円で、前年度と比較して3,917万7,000円、1.7%の減でございます。主な要因といたしまして、障害福祉サービス費等給付費、介護保険特別会計繰出金で増となりましたが、教育保育給付費負担金、児童手当などの減により全体として減額となっております。

4款衛生費の予算額は15億8,157万2,000円で、前年度と比較して2,254万5,000円、1.4%の減でございます。主な要因といたしまして、町営斎場建替事業、子供医療助成費、療養給付費負担金などで増となりましたが、余市協会病院建設補助金、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金などの減により全体として減額となっております。

5款労働費の予算額は3,891万2,000円で、前年度と比較して114万1,000円、3.0%の増でございます。

6款農林水産業費の予算額は2億2,435万6,000円で、前年度と比較して2,110万4,000円、8.6%の減でございます。主な要因といたしましては、水産加工排水処理施設整備工事、フィッシャリーナクレーン更新工事などで増となりましたが、美園ファームpond管理用道路のり面補修工事などの減によるものでございます。

7款商工費の予算額は2億1,223万1,000円で、前年度と比較して796万9,000円、3.9%の増でございます。主な要因といたしまして、道の駅再編整備事業などの増によるものでございます。

8款土木費の予算額は19億7,500万4,000円で、

前年度と比較して5億892万7,000円、34.7%の増でございます。主な要因といたしまして、橋りょう補修整備事業、道路案内標識設置事業、町道外除排雪委託料、各河川保全事業、公共下水道特別会計繰出金などの増により全体として増額となっております。

9款消防費の予算額は5億1,890万5,000円で、前年度と比較して586万7,000円、1.1%の増でございます。

10款教育費の予算額は7億1,087万円で、前年度と比較して3,316万9,000円、4.5%の減でございます。主な要因といたしましては、ICT学習支援システム使用料、部活動地域移行事業で増となりましたが、旧余市福原漁場防災設備改修工事などの減により全体として減額となっております。

11款公債費の予算額は6億7,843万7,000円で、前年度と比較して3,443万円、4.8%の減でございます。主な要因といたしまして、長期債償還元金の減によるものでございます。

12款予備費の予算額は500万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上が歳出の款別の主な状況でございます。

次に、予算参考資料の中の経常収支に関する調についてご説明申し上げます。参考資料の4ページ、5ページをお開き願います。令和5年度の歳入における経常一般財源、4ページの表、右から2列目、E-F欄の下段、歳入合計a欄につきましては58億2,652万6,000円、前年度と比較して6,829万9,000円、率にいたしまして1.2%の増となっており、町税、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方交付税の増額が要因でございます。一方、下のページの表の歳出における経常一般財源、5ページの表の右から2列目、下から5行目は56億3,540万2,000円であり、前年度と比較して額で1億42万1,000円の増となっております。主な要因につきましては、公債費が減額となっているものの、物件費や維持補修費が増額となったこと

によるものでございます。

これにより本来普通交付税として経常一般財源となるべき臨時財政対策債3,683万1,000円を経常一般財源に加えた経常収支比率は、表の下、欄外に記載しておりますが、96.1%となり、前年度と比較して1.6%上昇し、本町の経常収支比率は依然高率で推移している状況でございます。今日の社会経済情勢等を踏まえますと、歳入においても自主財源である町税の確保とともに、経常一般財源充当経費の節減に努め、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第2表、地方債についてご説明申し上げます。予算書の7ページをご覧ください。本年度の地方債につきましては14件で、限度額の合計は3億2,333万1,000円でございます。道路ストック整備事業債720万円、道路案内標識設置事業債680万円、各団地環境整備事業債4,480万円、各公園環境整備事業債1,750万円、旧余市福原漁場防災設備改修事業債1,230万円、教職員住宅解体事業債450万円、町道整備事業債2,890万円、河川護岸補修事業債1,700万円、公共施設等脱炭素化事業債700万円、過疎対策事業債ハード分で橋りょう補修整備事業債5,600万円、歩道用ロータリー除雪車購入事業債920万円、除雪作業車等保管倉庫建設事業債330万円、過疎地域持続的発展特別事業債ソフト分でございます7,200万円、臨時財政対策債が3,683万1,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様と設定いたしております。

以上、議案第1号 令和5年度余市町一般会計予算につきましてその概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中井寿夫君）** ただいま一括議題の議案6件の提案説明中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午後 1時00分

**○議長（中井寿夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一括議題となっております議案第2号ないし議案第6号について提案理由の説明を求めます。

**○民生部長（篠原道憲君）** 続きまして、一括上程されました議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険制度につきましては、創設時からの各種介護サービスが町民に着実に浸透いたしており、さらには高齢化の進展等により今後も介護サービスに対する需要は高く推移する傾向を示しております。

令和5年度余市町介護保険特別会計の予算編成に当たりましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス等の保険給付サービスの必要量、さらには地域支援事業において実施する介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等の事業量を推計することにより安定した介護保険事業運営を図るとともに、被保険者が必要とする介護サービスを確保することができるよう予算計上いたしたところであり、この結果当会計の予算総額は前年度から1,665万8,000円増の24億8,558万9,000円となったところでございます。本年度におきましても地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の深化、推進を念頭に、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう十分な介護サービスの確保、さらには医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のために必要な支援を講ずるとともに、保険給付費の動向を十分に見極め、保険料をはじめとする必要な財源の

安定確保を図りながら、介護保険特別会計の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計予算。

令和5年度余市町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億8,558万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

令和5年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明いたしますので、予算書の5ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和5年度当初予算額は、歳入歳出合計それぞれ24億8,558万9,000円で、前年度と比較して1,665万8,000円の増となっております。この内容につきましては、款別の各項、各目別にご説明いたしますので、予算書は次の6ページをお開き願います。あわせて、予算参考資料の2ページ、2、歳入歳出予算総括表についてもご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入についてご説明いたします。1款保険料、本年度予算額は4億1,179万7,000円で、前年度と比較して436万9,000円の減となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額は2万円で、前年度と同額の計上でございます。

3款国庫支出金、本年度予算額は6億4,026万5,000円で、前年度と比較し356万9,000円の増とな

っております。

内訳として、1項国庫負担金、本年度予算額は4億1,334万円で、前年度と比較し295万2,000円の増となっております。

予算書は、次の7ページをご覧ください。2項国庫補助金、本年度予算額は2億2,692万5,000円で、前年度と比較し61万7,000円の増でございます。内容としましては、介護給付費に係る調整交付金や介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業などの地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

4款支払基金交付金、本年度予算額は6億4,940万1,000円で、前年度と比較し306万6,000円の増となっております。内容としましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

5款道支出金、本年度予算額は3億5,623万4,000円で、前年度と比較し164万8,000円の増でございます。

内訳として、1項道負担金、本年度予算額は3億3,474万3,000円で、前年度と比較し194万3,000円の増でございます。

予算書は、次の8ページをお開き願います。2項道補助金、本年度予算額は2,139万1,000円で、前年度と比較し29万5,000円の減でございます。

3項道委託金、本年度予算額は10万円で、前年度と同額の計上でございます。

6款財産収入、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の9ページをご覧ください。7款繰入金、本年度予算額は4億2,781万1,000円で、前年度と比較し1,274万4,000円の増でございます。

内訳として、1項一般会計繰入金、本年度予算額は3億8,451万1,000円で、前年度と比較し504万4,000円の増でございます。

2項介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額は4,330万円で、前年度と比較し770万円の増でございます。

8款繰越金、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の10ページをお開き願います。9款諸収入、本年度予算額は5万円で、前年度と同額の計上でございます。

内訳として、1項延滞金・加算金及び過料、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

2項預金利子、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

3項雑入、本年度予算額は3万円で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書は、次の11ページをご覧ください。1款総務費、本年度予算額は3,241万9,000円で、前年度と比較し442万4,000円の増でございます。

内訳として、1項総務管理費は、一般事務経費分の計上でございます。

2項徴収費は、保険料の賦課徴収に伴う経費の計上でございます。

予算書は、次の12ページをお開き願います。3項介護認定審査会費は、要介護認定審査及び認定調査に関わる諸経費の計上でございます。

予算書は、次の13ページをご覧ください。2款保険給付費、本年度予算額は23億429万3,000円で、前年度と比較し1,506万4,000円の増でございます。

内訳として、1項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービス等給付費の計上でございます。

2項介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス等給付費、地域密着型介護予防サービス等給付費の計上でございます。

3項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払

手数料の計上でございます。

予算書は、次の14ページをお開き願います。4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の計上でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の計上でございます。

6項市町村特別給付費は、居宅介護及び介護予防に係る福祉用具貸与費並びに住宅改修費の計上でございます。

予算書は、次の15ページをご覧ください。7項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等に係る居住費、食費の補足給付費の計上でございます。

次に、3款地域支援事業費、本年度予算額は1億4,737万6,000円で、前年度と比較し283万円の減でございます。

内訳として、1項介護予防・生活支援サービス事業費並びに2項一般介護予防事業費につきましては、被保険者が要支援状態、要介護状態となることへの予防を目的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する各種事業に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の16ページをお開き願います。3項包括的支援事業・任意事業費は、被保険者が要支援状態、要介護状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を講ずるためのサービスの実施に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の17ページをご覧ください。4項その他諸費は、介護予防・生活支援サービス事業に係る審査支払手数料の計上でございます。

4款諸支出金、本年度予算額は30万円で、前年度と同額の計上でございます。

5款基金積立金、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の18ページをお開き願います。6款公債費、本年度予算額は20万円で、前年度と同額の計上でございます。

7款予備費、本年度予算額は100万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計予算につきましてその概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、科目別予算額伸長状況及び介護保険料賦課状況並びに保険給付費算出表などを記載しておりますので、ご高覧賜りたいと思います。

続きまして、一括上程されました議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度余市町国民健康保険特別会計の予算総額は、前年度から2,080万円減の27億3,520万円を計上したところでございます。平成30年度から始まりました新たな国民健康保険制度におきましては、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担うこととなり、本町におきましても事務事業の効率化など都道府県単位化によるスケールメリットを生かしながら医療費の適正化や各種財源の確保など適切な事業運営と健全な財政運営に努めるとともに、保険税水準の全道統一化による被保険者間の負担の公平化に向けた取組を進めてまいり所存でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度余市町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ27億3,520万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和5年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明申し上げますので、予算書の5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和5年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ27億3,520万円で、前年度当初予算と比較して2,080万円の減となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページをお開き願います。あわせまして、参考資料は2ページの2、歳入歳出予算総括表の上段についてもご覧いただきたいと思ひます。

1款国民健康保険税の予算額は4億753万5,000円で、前年度と比較して1,439万2,000円の減となっております。

次に、予算書の8ページをお開き願います。2款一部負担金の予算額は2,000円で、前年度と同額を計上しております。

3款使用料及び手数料の予算額は40万円で、前年度と同額を計上しております。

4款国庫支出金の予算額は7万5,000円で、令和5年4月より出産育児一時金を引き上げることに伴って補助金として措置されることにより新たに款を設け、予算計上したものでございます。

5款道支出金の予算額は21億2,313万3,000円で、前年度と比較して1,099万円の減となっております。

予算書の9ページをご覧ください。6款繰入金の予算額は2億356万円で、前年度と比較して

450万7,000円の増となっており、財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費のほか、保険基盤安定繰入金、低所得者及び未就学児の保険税軽減分に対しての一般会計からの繰入金でございます。

7款諸収入の予算額は49万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、予算書は10ページから11ページ、参考資料は同じく2ページの下段についてもご覧いただきたいと存じます。1款総務費の予算額は2,410万5,000円で、前年度と比較して239万2,000円の減でございます。

予算書の12ページをお開き願います。2款保険給付費の予算額は20億8,125万3,000円で、前年度と比較して1,012万3,000円の減でございます。

3款国民健康保険事業費納付金の予算額は6億219万4,000円で、前年度と比較して1,062万1,000円の減でございます。

予算書の13ページをご覧願います。4款共同事業拠出金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

5款保健事業費の予算額は2,314万7,000円で、前年度と比較して233万6,000円の増でございます。

予算書の14ページをお開き願います。中段でございます。6款公債費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

7款諸支出金の予算額は250万円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の15ページをご覧願います。8款予備費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計予算につきましてその概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険税課税状

況並びに各予算の算出基礎などを記載してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計の予算総額は、前年度から10万円増の3億5,600万円を計上したところでございます。平成20年度より75歳以上の高齢者の方々を対象に新たな医療保険制度として都道府県単位の広域連合組織により運営され、構成町村として義務づけされております保険料の徴収など、必要な予算計上を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度余市町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明申し上げますので、予算書の5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧願います。

令和5年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ3億5,600万円で、前年度当初予算と比較して10万円の増となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページをご覧願います。あわせて、参考資料は1ページの1、歳入歳出予算総括表についてもご覧いただきたいと思っております。

1款後期高齢者医療保険料の予算額は2億

4,533万円で、前年度と比較して94万1,000円の減となっております。

2款使用料及び手数料の予算額は2万円で、前年度と比較して1,000円の減となっております。

3款繰入金の予算額は1億1,003万9,000円で、前年度と比較して146万4,000円の増でございます。内容につきましては、本特別会計の一般管理費など事務費に関わる繰入れと広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる繰入れ、さらに低所得者等に対する保険料軽減分の道負担分の4分の3と町負担分4分の1を合わせて保険基盤安定繰入金として計上しております。

予算書の8ページをお開き願います。4款繰越金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

5款諸収入の予算額は61万円で、前年度と同額を計上しております。

資料の9ページをご覧ください。中段でございます。国庫支出金につきましては、令和5年度に収入金が生じないため廃款といたしたところでございます。

次に、歳出をご説明申し上げますので、予算書は10ページから11ページ、参考資料は同じ1ページ下段をご覧くださいと存じます。1款総務費の予算額は261万5,000円で、前年度と比較して32万8,000円の減でございます。

内訳として、1項総務管理費の予算額は92万8,000円で、前年度と比較して35万2,000円の減でございます。

2項徴収費の予算額は168万7,000円で、前年度と比較して2万4,000円の増でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の予算額は3億5,277万5,000円で、前年度と比較して42万8,000円の増となっております。内容につきましては、広域連合が担う医療費等給付事務費に係る負担金、保険料と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金とを合算し、保険料等負担金として計上したも

のでございます。

予算書の11ページをご覧ください。3款諸支出金の予算額は60万円で、前年度と同額を計上しております。

4款予備費の予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第4号 令和5年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険料賦課状況、被保険者の状況、医療費等の自己負担について記載してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） ただいま一括議題となっております議案第2号ないし議案第6号について提案理由の説明中ではありますが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

---

再開 午後 1時34分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一括議題となっております議案第5号ないし議案第6号について提案理由の説明を求めます。

○建設水道部長（千葉雅樹君） 引き続きまして、一括上程されました議案第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和5年度余市町公共下水道特別会計予算。

令和5年度余市町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ

ぞれ22億1,565万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和5年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

本年度の予算の概要につきましては、主な事業といたしまして管渠整備事業として山田中継ポンプ場、黒川第1中継ポンプ場の監視制御盤設備の更新のほか、汚水管渠233メーターを実施いたします。また、昨年に引き続き下水道広域化推進総合事業として余市下水処理場におけるし尿処理等受入れ施設の整備を進めるものであります。施設の維持管理につきましては、効率的な運営が図られるように予算措置を行ったところであります。さらに、余市町公共下水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上並びに透明性の確保のための取組として、地方公営企業法の適用に向けた準備を進めるものであります。

この結果、本年度の予算総額は22億1,565万1,000円となり、前年度当初の予算額と比較いたしまして8億1,434万9,000円の増、率にして58.1%増となった次第であります。

初めに、予算総体をご説明申し上げますので、予算書の7ページ、歳入歳出予算事項別明細書を

お開き願います。あわせて、参考資料の1ページ、歳入歳出予算総括表をご覧ください。

歳入につきましてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、本年度予算額34万4,000円で、前年度と比較して18万7,000円、35.2%の減となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2億6,641万2,000円で、前年度と比較して390万8,000円、1.5%の増となっております。

3款国庫支出金、本年度予算額6億3,250万円で、前年度と比較して4億1,900万円、196.3%の増となっております。

4款財産収入、本年度予算額1万3,000円は、前年度と同額でございます。

5款繰入金、本年度予算額8億4,187万円で、前年度と比較して3億1,382万8,000円、59.4%の増となっております。

6款繰越金、本年度予算額1万円は、前年度と同額でございます。

7款諸収入、本年度の予算額2,000円は、前年度と同額でございます。

8款町債、本年度予算額4億7,450万円で、前年度と比較して7,780万円、19.6%の増となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算書の8ページをお開き願います。1款総務費、本年度予算額8,514万7,000円で、前年度と比較して501万7,000円、5.6%の減となっております。

2款事業費、本年度予算額14億5,773万3,000円で、前年度と比較して8億4,473万3,000円、137.8%の増となっております。

3款公債費、本年度予算額6億7,271万1,000円で、前年度と比較して2,536万7,000円、3.6%の減となっております。

4款予備費、本年度予算額6万円は、前年度と同額でございます。

次に、主な款項の内容について歳入からご説明

いたします。予算書9ページでございます。1款分担金及び負担金、1項負担金34万4,000円につきましては、令和4年度までに供用開始した区域と令和5年度供用開始予定区域に係る受益者負担金の見込額の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料のうち1目下水道使用料2億6,628万2,000円につきましては、前年度の収入見込みと本年度水洗化戸数を勘案し、下水道使用料を計上したものでございます。

10ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項国庫補助金6億3,250万円につきましては、管渠整備事業、し尿等受入れ施設整備事業に関わる国庫補助金の計上でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入3,000円につきましては、基金より生じる利子の見込額の計上でございます。

11ページでございます。5款繰入金、1項一般会計繰入金8億2,758万9,000円につきましては、一般会計からの繰入金の計上でございます。

5款繰入金、2項公共下水道事業基金繰入金1,428万1,000円につきましては、公共下水道事業基金からの繰入金の計上でございます。

12ページをお開き願います。中段でございます。8款町債、1項町債4億7,450万円につきましては、一般起債のほかの計上でございます。

歳出につきましてご説明申し上げます。次のページ、13ページでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,259万2,000円につきましては、人件費のほか下水道使用料収納事務委託料、公営企業法適用支援業務委託料、消費税等の計上でございます。

14ページをお開き願います。中段でございます。2目財産管理費255万5,000円につきましては、保険料、下水道台帳作成委託料等の計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費1億111万4,000円につきましては、事業に

要する人件費のほか、工事に係る実施設計委託料、汚水管渠整備及び中継ポンプ場の設備更新工事費の計上でございます。

15ページ下段でございます。2目施設管理費1億7,661万9,000円につきましては、下水処理場及び中継ポンプ場等の施設維持管理費の計上でございます。

16ページをお開き願います。下段でございます。3目広域化共同化事業費11億8,000万円につきましては、昨年に引き続きし尿等受入れ施設の整備に係る費用の計上でございます。

17ページでございます。3款公債費、1項公債費、1目元金5億9,891万3,000円、2目利子7,379万8,000円につきましては、借入れ本数125本、未償還額65億846万7,000円に係る元金償還金と一時借入金利子の計上でございます。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。第2表、債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金について、貸付金融機関に対しての利子負担と債務不履行の際の損失補償を行っており、貸付けの返済期間に合わせて設定いたしております。

次に、下段の第3表、地方債につきましてご説明申し上げます。第3表、地方債、起債の目的、公共下水道事業債、限度額4億7,450万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様に設定したものでございます。

以上、議案第5号につきましてその提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、一括上程されました議案第6号 令和5年度余市町水道事業会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度予算につきまして、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては水道料金は前年度に比較し工業用につきましては微増の傾向にあるものの、一般用は減少傾向であり、給水収益全

体といたしましては微減の計上となっております。また、営業外収益につきましては預金利息は依然として超低金利であり、前年同額を計上し、消費税及び地方消費税につきましては本年度は資本的支出において多額の課税仕入れがあることから、還付になる見込みであり、消費税及び地方消費税還付金を計上し、その他の目につきましては基準に基づき計上いたしております。支出につきましては、人件費について一般職の人事異動、新規採用により前年度に比較し増額の計上となっております。一方、物件等につきましては、前年度休止中となっている朝日浄水場解体撤去に伴う固定資産除却費を計上いたしましたが、本年度当初予算では資産減耗費のみを計上しております。収益的支出全体といたしましては電力料金の高騰による動力費の増額、浄水施設、給排水施設の修繕費の増額、配水管の更新や水道台帳整備に伴う減価償却開始による減価償却費の増額、さらには企業債利息が増額となったものの、固定資産除却費の大幅な減額、消費税及び地方消費税が還付見込みとなることにより大幅な減額の計上となっております。予算総額は前年度と比較し水道事業収益は3,272万1,000円の増額計上、水道事業費用は4,881万4,000円の減額計上となり、単年度収支としても令和4年度当初予算ベースで約1億2,819万5,000円の純損失の決算見込みであったのに対し令和5年度予算では9,223万3,000円の純損失が見込まれるところでございます。

令和5年度末の資金期末残高は1億5,235万3,000円を見込んでございます。

資本的収入及び支出につきましては、主な建設改良事業といたしまして、昨年に引き続き重要管路の耐震化、老朽配水管の更新事業、水道台帳システムの整備などを継続実施するほか、更新時期を迎える中央監視設備更新について令和8年度までに債務負担行為を設定し、本年度着工するものでございます。また、豊丘浄水場の屋根が布設替

えにより著しく損壊し、水道事業が加入しております保険会社と協議を進めておりましたが、このたび屋根の改修方法と保険金のめどが立ったことから、予算計上しております。資本的収入につきましては、旧簡易水道に係る企業債償還に対する一般会計からの出資金、道補助金、工事負担金、保険金、企業債を計上し、収支不足につきましては損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

令和5年度予算の執行に当たりましては水道の基本的責務であります安全、安心な水道の安定供給を図るため創意工夫を重ねながら最大限の企業努力を図ってまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 令和5年度余市町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和5年度余市町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数8,522戸。
- (2) 年間総配水量208万2,459立方メートル。
- (3) 1日平均配水量5,705立方メートル。
- (4) 主要な建設改良事業。

(ア) 配水管整備事業2億6,364万4,000円につきましては、前年度に引き続き実施する重要給水施設配水管布設工事のほか、老朽配水管の布設替え工事等でございます。

(イ) 量水器設置事業1,637万2,000円につきましては、計量法に基づく量水器の更新と新設用の量水器に要する経費でございます。

(ウ) 水道施設整備事業500万円につきましては、前年度に引き続き実施する水道施設台帳システム整備に関する経費であります。

(エ) 浄水施設整備事業5億5,500万4,000円につきましては、中央監視設備更新事業、豊丘浄水

場屋根改修工事と水質測定器購入でございます。

(オ) 車両購入36万3,000円につきましては、スノーモービル購入でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億9,717万8,000円、第1項営業収益5億3,237万3,000円につきましては、給水収益5億1,214万7,000円、その他の営業収益2,022万6,000円でございます。

第2項営業外収益1億6,480万5,000円につきましては、受取利息1万円、一般会計からの補助金4,794万9,000円、長期前受金戻入6,851万円、引当金戻入530万7,000円、消費税及び地方消費税還付金4,292万9,000円、雑収益10万円でございます。

2ページをお開き願います。

支出、第1款水道事業費用7億1,619万円、第1項営業費用6億3,186万円につきましては、原水及び浄水費1億8,796万6,000円、配水及び給水費5,946万4,000円、総係費6,501万1,000円、減価償却費3億1,939万4,000円、資産減耗費2万5,000円でございます。

第2項営業外費用8,323万円につきましては、支払利息8,313万円、雑支出10万円でございます。

第3項特別損失100万円につきましては、過年度損益修正損でございます。

第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,760万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,533万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,029万円及び当年度分損益勘定留保資金1,198万3,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入8億7,649万6,000円、第1項出資金1,806万9,000円につきましては、旧

簡易水道に係る企業債の元金償還に対する一般会計からの出資金でございます。

第2項国道補助金3,019万1,000円につきましては、重要給水施設配水管布設工事に係る道補助金でございます。

第3項工事負担金480万円につきましては、消火栓工事に係る負担金でございます。

第4項保険金8,993万6,000円につきましては、豊丘浄水場の雪害による屋根に関わる保険金でございます。

企業債7億3,350万円につきましては、水道事業債でございます。内訳につきましては、第6条でご説明申し上げます。

支出、第1款資本的支出11億5,409万9,000円、第1項建設改良費8億4,876万2,000円につきましては、営業設備費1,673万5,000円、配水設備改良費2億7,202万3,000円、水道設備整備費500万円、原水設備改良費5億5,500万4,000円でございます。

第2項企業債償還金3億5,337万7,000円につきましては、財務省財政融資資金ほか、企業債元金償還額でございます。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、中央監視設備更新事業、期間、令和5年度から令和8年度まで、限度額9億4,651万1,000円につきましては、平成20年度に施工いたしました余市川浄水場のほか、関連施設に設置しております中央監視設備、電気計装設備が耐用年数を迎えようとしており、製造、設置までには相当の期間を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額2億

1,110万円、起債の目的、過疎対策事業債、限度額1,750万円、起債の目的、水道設備整備事業、限度額500万円、起債の目的、浄水施設整備事業、限度額4億6,490万円、起債の目的、資本費平準化債、限度額3,500万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、償還期限、据置期間を含め40年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については、借入先の融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、8億円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費1億561万4,000円。

（2）交際費1万円。

（他会計からの補助金）

第9条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,794万9,000円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000万円と定める。

令和5年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第6号 令和5年度余市町水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、10日から12日までの3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、10日から12日までの3日間休会とすることに決しました。

---

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、13日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時59分

上記会議録は、枝村書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中    井    寿    夫

余市町議会議員           1番    野    呂    栄    二

余市町議会議員           2番    吉    田            豊

余市町議会議員           4番    藤    野    博    三